

# 市町村における地域保健計画等の 位置づけと取組について

## 地域保健に係る法的に位置づけされた市町村の主な計画

NO.	計画の名称	目的等	計画策定根拠	策定する者	義務	任意
1	市町村子ども・若者計画	市町村の区域内における子ども・若者育成支援	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	市町村		◎
2	市町村食育推進計画	市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画	食育基本法第18条第1項	市町村		◎
3	市町村障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保	障害者自立支援法第88条	市町村	◎	
4	市町村行動計画	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施	次世代育成支援対策推進法第8条	市町村	◎	
5	市町村健康増進計画	基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画	健康増進法第8条第2項	市町村		◎
6	市町村介護保険事業計画	市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	介護保険法第117条	市町村	◎	
7	市町村老人福祉計画	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画	老人福祉法第20条の8	市町村	◎	
8	市町村障害者計画	市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策	障害者基本法第9条第3項	市町村	◎	
9	市町村地域福祉計画	地域福祉の推進に関する事項	社会福祉法第107条	市町村	◎	
10	特定健康診査等実施計画	特定健康診査等の具体的な実施方法、目標、その他適切かつ有効な実施のために必要な事項	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	市町村(保険者)	◎	

# 坂井市福祉保健総合計画

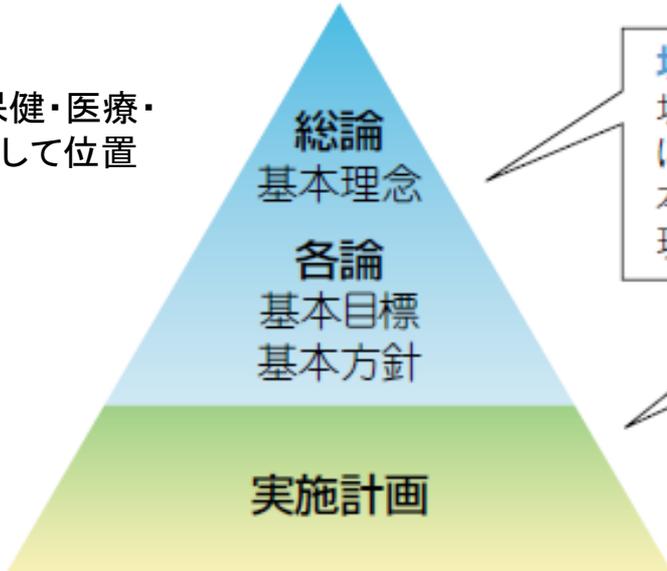
複数の計画を総合計画の各論として位置づけている事例

【坂井市の概況】  
(平成20年10月1日現在)

人口	95, 171人
世帯	29, 410世帯
面積	209. 91km <sup>2</sup>
高齢化率	21. 4%
出生数／死亡数(平成20年)	820人／810人

【位置づけ】

坂井市福祉保健総合計画を、保健・医療・福祉の各部門を統合した計画として位置づけ



**坂井市福祉保健総合計画**  
 坂井市の福祉保健を総合的・計画的に進めていくため、基本理念を定め、基本指針として基本目標を掲げ、その実現に向けた施策を体系的に示す計画

**実施計画**  
 坂井市福祉保健総合計画に基づいて、社会情勢の変化に対応しながら、基本的な施策を具体的に実施するための計画

【計画の期間】

平成21年度から平成25年度までの5年間

【計画の策定体制】

市民や関係機関によるワーキンググループでは、5計画の部会を立ち上げ、課題やその方策について検討し、策定した

# 坂井市総合計画

## 坂井市福祉保健総合計画

### 【基本理念】

みんなであう

誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

### 【推進する上での5つの計画の共通視点と主な施策】

#### (1) 身近な支え合いによる福祉の推進

- ・幼少からのボランティア活動の参加による意識の醸成
- ・学校、企業等での福祉教育の理解や啓発の促進
- ・小・中・高での赤ちゃんなどとの交流の機会の提供

#### (2) 継続できる住民参加による地域活動の推進

- 若い人材、団塊の世代などの能力開発の支援
- 小地域での情報の発信・共有化体制づくりの支援
- 三世代交流機会の充実
- 技術や知恵を伝えるための交流の促進

#### (3) 生涯にわたる健康づくりの推進

- ・ライフステージに応じた保健事業の推進
- ・健康教育、健康相談、訪問指導等の充実

#### (4) 安心安全なまちづくりの推進

- ・「災害時要援護者支援制度」の周知と理解促進
- ・「災害時要援護者支援制度」の地域での活用の促進
- ・地域の困りごと発見システムづくり
- ・「(仮称)バリアフリーまちなか点検」の実施

#### (5) 効果的な広報・啓発活動の推進

- ・地域NSN(ソーシャル・ネットワーク・システム)の活用
- ・市ホームページ閲覧機能の充実
- ・子どもに関する医療機関の情報公開の推進

#### (6) 多様な機関の連携による保健・医療・福祉の推進

- ・保健・医療・福祉の連携によるフォロー体制の構築
- ・新たな福祉サービスの創出のしくみづくり
- ・専門カウンセラーの育成による総合相談の充実

### 【各部門計画の基本目標と推進目標】

#### 地域福祉計画

- 基本目標 **みんなで続けよう 地域の活動が まちのちから**
- 推進目標
1. みんなが支え合う地域福祉の意識づくり
  2. 人と地域がつながる豊かなきずなづくり
  3. 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

#### 高齢者福祉計画

- 基本目標 **ステキな高齢者をめざせる 住みたいまち**
- 推進目標
1. こころと体の元気をめざして
  2. 多様な機関の連携によるやさしいまちづくり
  3. 住み慣れた地域で生活し続けられる体制づくり

#### 障がい者計画

- 基本目標 **障がいのある人とともに生き 支え合うまち**
- 推進目標
1. 地域で助け合い、安心して暮らせる体制づくり
  2. 障害や障がいのある人への理解の促進
  3. 生きがいにつながる社会参加・自立支援の促進
  4. 地域生活に向けた支援体制の整備・充実

#### 健康増進計画

- 基本目標 **健康づくりに、自分で、家族で、地域で取り組もう**
- 推進目標
1. 日常生活での健康づくりの意識の向上と実践
  2. みんなで進める健康づくりの取り組み
  3. 健康づくりのための支援体制づくり

#### 母子保健計画

- 基本目標 **子どもを 産み育てられる 安心でゆとりのある まちづくり**
- 推進目標
1. 子どもを安心して産める環境づくり
  2. 子どもをすこやかに育てる環境づくり
  3. 子育て支援体制づくり